

[TOP page](#)[資料室](#)[イベント情報](#)[講師を探す](#)[Worker's 広場](#)[関連リンク](#)

資料室


[HOME](#) | [資料室](#) | [労働組合](#) | [労働安全衛生](#) | [パワハラ対策③](#)
[労働組合](#)[労働者福祉・共済](#)[一般教養](#)[組織活動](#)[組織運営と法律](#)[労働安全衛生](#)[経営対策活動](#)[教育・宣伝活動](#)[労働時間をめぐる諸問題](#)[教育活動](#)[選挙活動](#)[組合組織（公務員）](#)[教育カリキュラム](#)

パワハラ対策③

パワハラ行為者の責任

もし、あなたがパワハラ行為者（加害者）になったら…

1、民事上の責任として損害賠償を請求される

まず、民事上の責任です。

（行為者には）民法709条の不法行為責任

民法709条の不法行為責任に基づく損害賠償を請求される可能性があります。

（会社には）民法415条の債務不履行責任（安全配慮義務違反）&民法715条の使用者責任

会社には民法415条の債務不履行責任（安全配慮義務違反）に基づく損害賠償を請求される可能性があります。

2、刑事罰に課せられる

刑事事件として訴えられる可能性もあります。

名誉棄損、侮辱罪、脅迫罪、暴行罪、傷害罪等

例えば、パワハラ行為によって被害者が精神病を患った場合、傷害罪に当たる可能性があります。

その場合、15年以下の懲役、または50万円以下の罰金などが科せられることもあります。

社会的信用、社会的地位を失います。

会社に懲罰規定があれば、「減給」「降格」「けん責」「出勤停止」「諭旨解雇」「懲戒解雇」等の処分が下されず。

裁判にならないまでも、職場内での信用や、地位を失ったり、行為者自身の家庭が崩壊するかもしれません。

管理者は、自分自身の言動はもちろん、あなたの部下がそのような行為をしないよう、注意や指導をすることが必要です。

[\(つづく\)](#)
[▶ キーワード検索はこちら](#)

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録

お申し込みはこちらです。

[>>一覧へ戻る](#)
[TOP page](#)[資料室](#)[イベント情報](#)[講師を探す](#)[Worker's広場](#)[関連リンク](#)